

令和2年

第4回 教育委員会会議

議案第8号

秋田県教育委員会

議案第八号

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

略出紙										略出紙																													
様式第 3 号 教育課程等年間計画書（第 3 条関係） 略 別紙 1－1 年度教育課程表（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部・中学部用） 略																				様式第 3 号 教育課程等年間計画書（第 3 条関係） 略 別紙 1－1 年度教育課程表（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部・中学部用） 略																			
教科等		学年等						1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	備 考	教科等		学年等						1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	備 考										
		略												略																									
		教 育 又 は 保 健 体 育																教 育 又 は 保 健 体 育																					
		科 外 国 語																科																					
		(選択教科を開設する場合の記入欄)																(選択教科を開設する場合の記入欄)																					
略																				略																			
特 別 活 動		略												略						特 別 活 動		略												略					
		ク ラ ブ 活 動 (※ 小 学 部)																																					
略																				略																			
(注) 略																				(注) 略																			

1－2 年度教育課程表 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部・高等部専攻科用)

略

入 学 年 度		年度			年度			年度					
教科	科目	学年	標準 単位数	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	
略													
特別活動		略											
生徒会活動													
略													

(注) 略

1－3 年度教育課程表 (知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部・中学部用)

略

教科等 指 略		学年等						備考	
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年		
各教科等を合わせた 導 導									
略									
特 別 活 動									
略									
ク ラ ブ 活 動 (※小学部)									

1－2 年度教育課程表 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部・高等部専攻科用)

略

入 学 年 度		年度			年度			年度				
教科	科目	学年	標準 単位数	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
略												
特 別 活 動		略										
生 徒 会 活 動												
ク ラ ブ 活 動												
略												

(注) 略

1－3 年度教育課程表 (知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部・中学部用)

略

教科等		学年						備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
領域・教科	指導								
略									
略									
特別活動									
略									
クラブ活動									

自立活動						
総合的な学習の時間 (※ 中学校)						
(外国語活動を設ける場合の 記入欄)						
略						

(注) 略

1-4 年度教育課程表 (知的障害者である生徒に対する教育
を主として行う特別支援学校の高等部用)

略

教科等 含む 教科等 を 指導	学年等				備考
	1 年	2 年	3 年		
略					
略					
特 別 の 教 科 道 徳					
略					
特 別 活 動					
略					

様式第 4 号 教育課程実施報告書 (第 3 条関係)

略
別紙

- 1 年度教育課程実施報告書 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体
不自由者又はは病弱者である児童又は生徒に対する教育を主と

自立活動						
総合的な学習の時間 (※ 中学校)						
略						

(注) 略

1-4 年度教育課程表 (知的障害者である生徒に対する教育
を主として行う特別支援学校の高等部用)

略

教科等 含む 領域・ 教科等 を 指導	学年				備考
	1 年	2 年	3 年		
略					
略					
道 徳					
略					
特 別 活 動					
略					

様式第 4 号 教育課程実施報告書 (第 3 条関係)

略
別紙

- 1 年度教育課程実施報告書 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体
不自由者又はは病弱者である児童又は生徒に対する教育を主と

して行う特別支援学校の小学部・中学部用)

略

区 分		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		備考
		計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数			
教科	略													
	体 育 又 は 保 健 体 育													
	外 国 語													
	(選択教科を開設する 場合の記入欄)													
略														
特 別 活 動														
ク ラ ブ 活 動 (※小学部)														
略														

(注) 略

- 2 年度教育課程実施報告書 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部・高等部専攻科用)

略

区 分		第1学年			第2学年			第3学年		
		単位 数	最高 時数	最低 時数	単位 数	最高 時数	最低 時数	単位 数	最高 時数	最低 時数
略										
特別活動										
略										
生徒会活動										
略										

して行う特別支援学校の小学部・中学部用)

略

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	備考
	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	
略							
教 育 体 育 科							
略							
特 別 活 動							
ク ラ ブ 活 動							
略							

(注) 略

- 2 年度教育課程実施報告書 (視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部・高等部専攻科用)

略

区 分		第1学年			第2学年			第3学年		
		単位 数	最高 時数	最低 時数	単位 数	最高 時数	最低 時数	単位 数	最高 時数	最低 時数
略										
特別活動										
略										
生徒会活動										
略										
クラブ活動										
略										

(注) 略

3 年度教育課程実施報告書 (知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部・中学部用)

略

区分	1年		2年		3年		4年		5年		6年		備考
	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	
各 教 科 等 を 導 略													
特 別 活 動													
略													
総合的な学習の時間 (※ 中学部)													
外国語活動を設ける場 合の記入欄)													
略													

(注) 略

4 年度教育課程実施報告書 (知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部用)

(注) 略

3 年度教育課程実施報告書 (知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部・中学部用)

略

区分	1年		2年		3年		4年		5年		6年		備考
	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	
領 域 ・ 各 科 を 導 略													
特 別 活 動													
略													
総合的な学習の時間 (※ 中学部)													
略													

(注) 略

4 年度教育課程実施報告書 (知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部用)

各教科等 合わせた指導を 略	区分	1年		2年		3年		備考
		計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	
略								
略								
特別の教科 道徳	略							
特別活動	生徒会活動							
略								

領域・教科等 合わせた指導を 略	区分	1年		2年		3年		備考
		計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	計画 時数	実施 時数	
略								
略								
道徳	略							
特別活動	生徒会活動 クラブ活動							
略								

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月五日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

特別支援学校学習指導要領の改訂による各教科等の名称変更に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

特別支援学校学習指導要領の改訂による各教科等の名称変更に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

教育課程等年間計画書（様式第 3 号）及び教育課程実施報告書（様式第 4 号）の各別紙中の各教科等の名称を改めることとする。（第 3 条関係）

3 施行期日

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。

令和 2 年

第 4 回 教 育 委 員 会 会 議

議案第 9 号

秋田県教育委員会

議案第 9 号

秋田県指定文化財の指定等について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第 4 条第 1 項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（古文書）に指定する。

名称	員数	所在地	所有者
岡本元朝日記	64冊	秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館	秋田県

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第 1 項の規定により、次の記念物を秋田県指定天然記念物に指定する。

名称	所在地	所有者
崩平の十和田八戸火砕流堆積層露頭	鹿角郡小坂町小坂字崩岱 4 番 1 の内 小坂字上川原 4 番 1 の全部 小坂字下川原15番の全部	余路米自治会 個人

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第35条第 1 項の規定により、次の秋田県指定天然記念物の指定を解除する。

名称	所在地	管理責任者
スズムシ群棲地	南秋田郡五城目町小池字森山下	五城目町教育委員会
金浦のマルバグミ	にかほ市金浦字南金浦	にかほ市教育委員会

令和 2 年 3 月 5 日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

第92回秋田県文化財保護審議会において、岡本元朝日記、崩平の十和田八戸火砕流堆積層露頭の計 2 件を秋田県指定文化財に指定すること、並びに秋田県指定天然記念物スズムシ群棲地、金浦のマルバグミの計 2 件の指定を解除することが適当であるとの答申があった。

この指定並びに指定の解除については、秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。
これがこの議案を提出する理由である。

おかもとげんちようにつ き
岡本元朝日記

- 1 種 別 有形文化財（古文書）
- 2 名称及び員数 岡本元朝日記 64冊
- 3 形 状 ^{たてちよう} 縦帳 四ツ目綴じ
- 4 寸 法 縦23.0cm×横16.0cm ほか（別紙参照）
- 5 年 代 江戸時代中期（元禄8年(1695)～正徳2年(1712)）
- 6 所 在 地 秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館
- 7 所 有 者 秋田県
- 8 説 明

本日記は、秋田藩重臣であった岡本元朝が、御相手番、文書改奉行、家老を歴任した18年間に及ぶ自筆の史料である。ただし、元朝が亡くなった正徳2年の2冊は、岡本家家臣により記されている。江戸時代後期に、表題と年号が記された題簽のある体裁に統一されたと推定される。明治の初めころ藩庁から岡本家に返却されたのち、県の役人であった羽生氏熱が購入し、明治40年(1907)に秋田図書館へ寄贈された。

日記の内容は、藩政から武士の日常や庶民の暮らしに関わるものと多岐にわたる。特に、藩体制については、歴史編纂を目的に集めた家臣に伝わる系図、由緒書や証文等をもとに家臣団の序列が整えられ、藩庁機構が整備されていく経緯がわかる。また、藩財政が困窮する中で、新田開発や阿仁銅山の直接経営により財政を立て直していく様子や、宝永元年(1704)の利根川洪水に伴う幕府手伝普請についても知ることができる。

一方、藩外の出来事についても、藩の要職にあり江戸にいた弟の梅津忠経や渋江光重などからの情報による記述がある。中でも、元禄15年(1702)の赤穂事件、宝永4年(1707)の地震被害や富士山噴火のことなどは詳細に記されており、同時期の史料が全国的に少ない中で注目される。

内容豊富な本日記は、元朝死後も秋田藩の歴史編纂に利用されたほか、儀式や役人人事の記事等を引用した『元朝日記抄』が編纂されるなど藩庁の政務の参考として利用されている。全国的に数少ない藩政の中枢を担った人物の日記として貴重な記録である。

参考文献

伊藤成孝「岡本元朝と家譜編纂事業について」『秋田県公文書館研究紀要』第13号 65－92頁

平成19年(2007)3月26日

伊藤成孝「宝永期の秋田藩政と利根川・荒川手伝普請－「岡本元朝日記」の分析を中心に－」

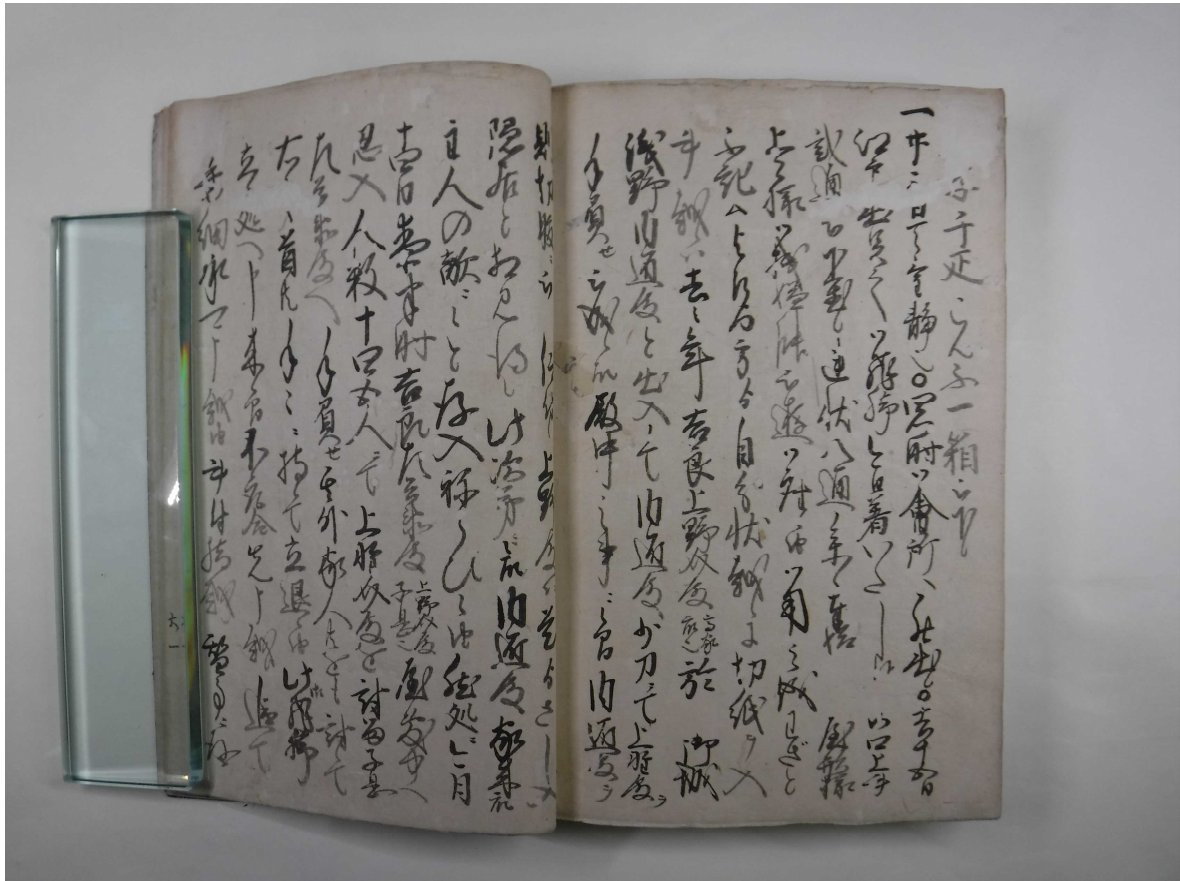
『秋田県公文書館研究紀要』第14号 65－80頁 平成20年(2008)3月14日

佐藤隆「岡本元朝日記と秋田藩の修史事業」『秋田県公文書館研究紀要』第19号 15－34頁

平成25年(2013)3月19日



岡本元朝日記



赤穂事件の記載部分

「岡本元朝日記」目録

資料名	西暦	寸法	丁数	整理番号
岡本元朝日記 1 元禄8年	1695	縦23.0cm×横16.0cm	73	混架7-380-1
岡本元朝日記 2 元禄9年	1696	縦24.0cm×横16.5cm	72	混架7-380-2
岡本元朝日記 3 元禄10年	1697	縦24.5cm×横16.8cm	62	混架7-380-3
岡本元朝日記 4 元禄12年	1699	縦24.0cm×横16.8cm	102	混架7-380-4
岡本元朝日記 5 元禄13年1月～6月	1700	縦24.1cm×横16.7cm	76	混架7-380-5
岡本元朝日記 6 元禄13年7月～12月	1700	縦24.3cm×横16.8cm	106	混架7-380-6
岡本元朝日記 7 元禄14年1月～9月	1701	縦24.4cm×横16.7cm	154	混架7-380-7
岡本元朝日記 8 元禄14年10月～12月	1701	縦24.4cm×横16.5cm	107	混架7-380-8
岡本元朝日記 9 元禄15年1月	1702	縦24.6cm×横16.7cm	82	混架7-380-9
岡本元朝日記 10 元禄15年2月・3月	1702	縦24.3cm×横16.7cm	82	混架7-380-10
岡本元朝日記 11 元禄15年4月・5月	1702	縦24.5cm×横16.7cm	104	混架7-380-11
岡本元朝日記 12 元禄15年6月	1702	縦24.5cm×横16.8cm	97	混架7-380-12
岡本元朝日記 13 元禄15年7月～閏8月	1702	縦24.2cm×横16.8cm	76	混架7-380-13
岡本元朝日記 14 元禄15年9月	1702	縦24.1cm×横16.8cm	85	混架7-380-14
岡本元朝日記 15 元禄15年10月～12月	1702	縦24.5cm×横17.1cm	70	混架7-380-15
岡本元朝日記 16 元禄16年1月・2月	1703	縦24.3cm×横16.9cm	100	混架7-380-16
岡本元朝日記 17 元禄16年3月・4月	1703	縦24.5cm×横17.2cm	130	混架7-380-17
岡本元朝日記 18 元禄16年6月	1703	縦23.8cm×横16.7cm	84	混架7-380-18
岡本元朝日記 19 元禄16年7月	1703	縦24.1cm×横16.8cm	91	混架7-380-19
岡本元朝日記 20 元禄16年8月	1703	縦24.0cm×横16.7cm	76	混架7-380-20
岡本元朝日記 21 元禄16年9月	1703	縦23.9cm×横16.8cm	56	混架7-380-21
岡本元朝日記 22 元禄16年10月	1703	縦24.0cm×横16.6cm	48	混架7-380-22
岡本元朝日記 23 元禄16年11月～12月	1703	縦24.0cm×横16.6cm	94	混架7-380-23
岡本元朝日記 24 宝永元年1月・2月	1704	縦24.1cm×横16.6cm	63	混架7-380-24
岡本元朝日記 25 宝永元年3月・4月	1704	縦24.0cm×横16.5cm	67	混架7-380-25
岡本元朝日記 26 宝永元年5月・6月	1704	縦23.8cm×横16.4cm	159	混架7-380-26
岡本元朝日記 27 宝永元年7月・8月	1704	縦24.0cm×横16.5cm	141	混架7-380-27
岡本元朝日記 28 宝永元年9月・10月	1704	縦23.5cm×横16.3cm	138	混架7-380-28
岡本元朝日記 29 宝永元年11月・12月	1704	縦23.8cm×横16.4cm	137	混架7-380-29
岡本元朝日記 30 宝永2年1月・2月	1705	縦23.6cm×横16.4cm	101	混架7-380-30
岡本元朝日記 31 宝永2年3月・4月	1705	縦23.7cm×横16.8cm	120	混架7-380-31
岡本元朝日記 32 宝永2年閏4月～6月	1705	縦23.8cm×横16.5cm	116	混架7-380-32
岡本元朝日記 33 宝永2年7月～9月	1705	縦24.0cm×横16.8cm	96	混架7-380-33
岡本元朝日記 34 宝永2年10月～12月	1705	縦24.5cm×横16.7cm	77	混架7-380-34
岡本元朝日記 35 宝永3年1月・2月	1706	縦24.0cm×横16.8cm	71	混架7-380-35
岡本元朝日記 36 宝永3年3月・4月	1706	縦24.4cm×横16.8cm	108	混架7-380-36
岡本元朝日記 37 宝永3年5月～7月	1706	縦24.0cm×横16.5cm	95	混架7-380-37
岡本元朝日記 38 宝永3年8月～10月	1706	縦24.0cm×横16.4cm	91	混架7-380-38
岡本元朝日記 39 宝永3年11月・12月	1706	縦23.8cm×横16.5cm	72	混架7-380-39
岡本元朝日記 40 宝永4年1月～3月	1707	縦23.6cm×横16.4cm	101	混架7-380-40
岡本元朝日記 41 宝永4年4月・5月	1707	縦23.8cm×横16.3cm	80	混架7-380-41
岡本元朝日記 42 宝永4年8月・9月	1707	縦24.0cm×横16.4cm	96	混架7-380-42
岡本元朝日記 43 宝永4年10月～12月	1707	縦24.4cm×横16.5cm	119	混架7-380-43
岡本元朝日記 44 宝永5年1月・閏1月	1708	縦23.6cm×横16.3cm	84	混架7-380-44
岡本元朝日記 45 宝永5年2月～4月	1708	縦23.7cm×横16.1cm	111	混架7-380-45
岡本元朝日記 46 宝永5年5月・6月	1708	縦23.7cm×横16.3cm	88	混架7-380-46
岡本元朝日記 47 宝永5年7月・8月	1708	縦23.6cm×横16.3cm	98	混架7-380-47
岡本元朝日記 48 宝永5年9月・10月	1708	縦23.5cm×横16.3cm	72	混架7-380-48
岡本元朝日記 49 宝永5年11月・12月	1708	縦23.7cm×横16.3cm	66	混架7-380-49
岡本元朝日記 50 宝永6年1月～3月	1709	縦23.5cm×横16.4cm	133	混架7-380-50
岡本元朝日記 51 宝永6年4月～6月	1709	縦23.4cm×横16.3cm	107	混架7-380-51
岡本元朝日記 52 宝永6年7月～9月	1709	縦23.5cm×横16.4cm	160	混架7-380-52
岡本元朝日記 53 宝永6年10月～12月	1709	縦24.0cm×横16.3cm	157	混架7-380-53
岡本元朝日記 54 宝永7年1月～3月	1710	縦23.0cm×横16.0cm	154	混架7-380-54
岡本元朝日記 55 宝永7年4月・5月・6月	1710	縦23.8cm×横16.5cm	127	混架7-380-55
岡本元朝日記 56 宝永7年7月～閏8月	1710	縦23.4cm×横16.7cm	113	混架7-380-56
岡本元朝日記 57 宝永7年9月～12月	1710	縦23.6cm×横16.6cm	118	混架7-380-57
岡本元朝日記 58 正徳元年1月・2月	1711	縦23.7cm×横16.2cm	89	混架7-380-58
岡本元朝日記 59 正徳元年3月・4月	1711	縦23.5cm×横16.0cm	159	混架7-380-59
岡本元朝日記 60 正徳元年5月	1711	縦24.0cm×横16.2cm	117	混架7-380-60
岡本元朝日記 61 正徳元年6月～8月	1711	縦24.0cm×横16.5cm	114	混架7-380-61
岡本元朝日記 62 正徳元年9月～12月	1711	縦24.3cm×横16.5cm	150	混架7-380-62
岡本元朝日記 63 正徳2年1月～5月	1712	縦24.6cm×横16.5cm	118	混架7-380-63
岡本元朝日記 64 正徳2年6月～12月	1712	縦24.0cm×横16.3cm	98	混架7-380-64
			6508	

※元禄11年、12年7月～9月、16年5月、宝永4年6月、7月分欠

「岡本元朝日記」主な記事

秋田藩政や藩内の様子

	資料番号	年月日	記事
1	元朝日記2	元禄9年12月15日条	＜歴史編纂事業に関する記事＞ ○家老石塚義拋より家中古事之覚等の写しの提出を命じられる。
2	元朝日記3	元禄10年7月28日条	○家老疋田定盛より系図・証書類を吟味するよう命じられる。
3	元朝日記8	元禄14年12月29日条	○来年正月の儀式における座列について、吟味の上改訂する。
4	元朝日記8	元禄14年10月6日条	＜家老就任に関する記事＞ ○元朝（岡本家）は引渡の家格であり、本来であれば家老には就かない家格であるが、藩主義処より、多賀谷隆家や石塚義拋の先例があるので、是非引き受けるようにと命じられて感涙する。 ○知行500石に父の親元が家督相続時に召し上げられていた分の500石を加増されたほか、家老としての役料500石が加わり、合計1,500石となる。
5	元朝日記10	元禄15年2月1日条	＜阿仁銅山に関する記事＞ ○阿仁銅山が秋田藩の直営となる。
6	元朝日記26	宝永元年5月2日条	＜秋田藩における大規模災害に関する記事＞ ○桧山大地震及び能代大火の被害状況。
7	元朝日記27	宝永元年 7月1日条	＜利根川洪水に伴う幕府手伝普請に関する記事＞ ○昨晩から洪水となり、屋敷前辻番所は床上浸水、人のひざ上まで水が上がった。
8	元朝日記28	宝永元年10月21日条	○側用人柳沢吉保より利根川川筋の手伝普請を命じられる。 ○相役は山内豊房（土佐藩）、松平近朝（広瀬藩）、相良頼福（人吉藩）。
9	元朝日記28	宝永元年10月22日条	○川普請の幕府統括は老中秋元喬知で、詳細は荻原重秀が仕切る。
10	元朝日記30	宝永2年1月20日条	○荻原重秀の仲介で利根川普請の入札が行われる。
11	元朝日記30	宝永2年1月30日条	○荻原重秀から利根川普請については、長さ38～39里・奉行20人・小奉行50人・費用4万両と伝えられる。
12	元朝日記31	宝永2年2月5日条	○行徳筋で秋田藩の普請が始まる。
13	元朝日記31	宝永2年4月19日条	○普請の完成を老中秋元喬知に報告する。

藩外の出来事

	資料番号	年月日	記事
14	元朝日記7	元禄14年3月25日条	＜赤穂事件に関する記事＞ ○江戸の実弟で大番頭の渋江光重からの書状。 ①松之廊下刃傷事件（3/14）の記録。 ②吉良上野介についての人物評。
15	元朝日記7	元禄14年5月27日条	○藩主義処による江戸の情報。 ①松之廊下の刃傷事件（3/14）の詳細について。 ②原因として、増上寺畳張り替えの一件をあげた話が流布されている。
16	元朝日記15	元禄15年12月23日条	○江戸の実弟で家老の梅津忠経からの書状。 赤穂浪士の討ち入りに関すること。
17	元朝日記16	元禄16年 2月17日条	○赤穂浪士切腹。
18	元朝日記43	宝永4年10月4日条	＜自然災害に関する記事＞ ○未ノ刻（午後2時）に強い地震があった。江戸藩邸大書院の小壁がわれる。大坂では高汐で家900軒、死者260人の被害あり。
19	元朝日記43	宝永4年10月20日条	○地震での大坂の死者16,000人。
20	元朝日記43	宝永4年10月25日条	○紀州も地震と高浪で1,700軒が潰れ、死者も6,000～7,000人。
21	元朝日記43	宝永4年11月11日条	○土佐国地震、高浪で流家7,160軒、潰家5,600軒余り、損田30,200石、米流出19,200石、死者1,570人。
22	元朝日記43	宝永4年11月23日条	○朝から細かな振動続く。富士山噴火が始まる。
23	元朝日記43	宝永4年11月30日条	○富士山の噴火がまだ続く。

くずれたい と わ だ か ざんはちの へ か さいりゆうたいせきそう ろ とう
崩平の十和田火山八戸火砕流堆積層露頭

- | | | | |
|---|---|---|--|
| 1 | 種 | 別 | 天然記念物 |
| 2 | 名 | 称 | 崩平の十和田火山八戸火砕流堆積層露頭 |
| 3 | 所 | 在 | 地 鹿角郡小坂町小坂字崩岱4番1の内、小坂字上川原4番1の全部、
小坂字下川原15番の全部 |
| 4 | 面 | 積 | 50,773㎡ |
| 5 | 所 | 有 | 者 余路米自治会、個人 |
| 6 | 説 | 明 | |

崩平と呼ばれる小坂川左岸の台地は、十和田火山の火砕流によって形成された。河川侵食を受けて形成された台地西側の崖は、高さ40m、長さ400m以上にわたってその火砕流堆積層を観察できる大露頭となっている。

十和田火山は、約75,000年前、約35,000年前、約15,000年前の3回の巨大噴火によって、十和田カルデラを形成した。十和田火山の噴火活動史は、これらの巨大噴火を画期として、約75,000年前までの先カルデラ期、約75,000年前から約15,000年前のカルデラ形成期、約15,000年前から現在に至る後カルデラ期の3期に大別される。

カルデラ形成期最終盤の約15,000年前の巨大噴火によって、現在見られる直径約11kmの十和田カルデラが形成された。八戸火砕流(鳥越火砕流)と呼ばれるその時の火山噴出物は、マグマ換算体積で約20km³に上り、東は青森県八戸市の海岸、南は岩手県盛岡市にまで達し、秋田県側においても、鹿角市、小坂町、大館市、北秋田市に広く火砕流台地を形成している。これら県北部の台地は、市街地や耕作地としても利用され、崖下には豊富な湧水を供給している。

後カルデラ期において、十和田火山は、中^{なかのうみ}湖や御倉山^{おぐらやま}で噴火を繰り返し、現在の十和田湖の地形を形成した。最も新しい噴火は、延喜15年(915)に起きたとされるもので、プリニー式噴火などで大湯軽石・火山灰を降下させた後、毛馬内火砕流が噴出した。毛馬内火砕流は、主に大湯川を流下し、その後火山泥流となって米代川を下り、流域に大洪水を引き起こしている。

本露頭は、大小様々の発泡した軽石や炭化木片を含む火山砕屑物層からなり、八戸火砕流堆積層から大湯軽石・火山灰堆積層までが観察できる。十和田火山起源の火砕流台地を形成する地層が直接観察でき、地形の成り立ちが明瞭にわかる、典型的で、最大級の露頭として貴重である。

参考

小坂町指定天然記念物 十和田火山火砕流堆積層露頭 平成19年(2007)3月28日指定

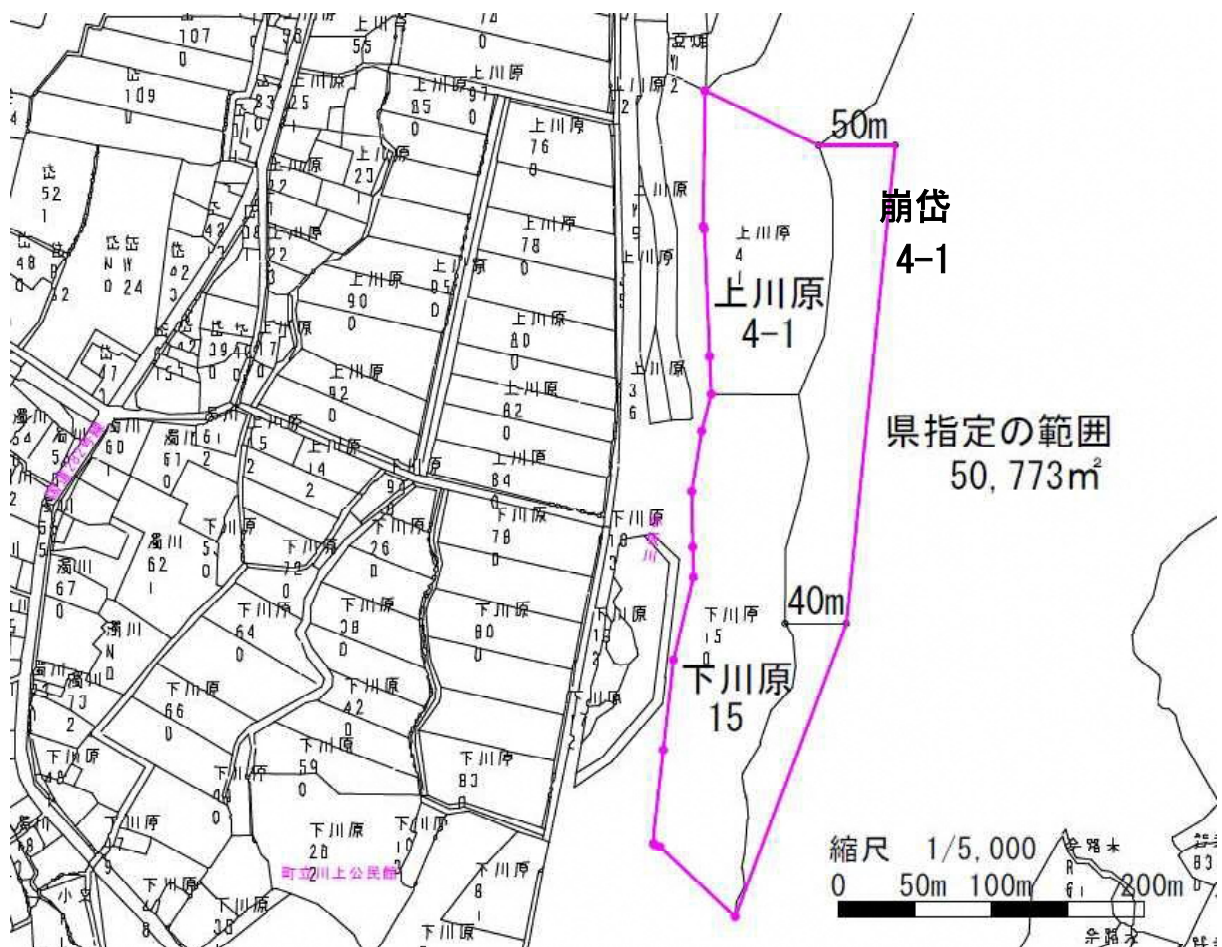
参考文献

工藤崇・佐々木寿「十和田火山後カルデラ期噴出物の高精度噴火史編年」『地学雑誌』第116巻 第5号 653-663頁 平成19年(2007)10月25日

工藤崇・小林淳「十和田火山、先カルデラ期～カルデラ形成期テフラの放射年代測定」『地質調査研究報告』第64巻 第9/10号 305-311頁 平成25年(2013)11月25日



露頭（平成30年（2018）5月、林信太郎氏撮影）



指定候補範囲

スズムシ^{ぐんせいち}群棲地

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 スズムシ群棲地
- 3 指 定 年 月 日 昭和35年3月1日
- 4 所 在 地 南秋田郡五城目町小池字森山下
- 5 所 有 者 個人、宗教法人陽広寺
- 6 管 理 責 任 者 五城目町教育委員会
- 7 説 明

スズムシのわが国北限の群棲地として、森山の南西斜面のうち約28haが指定された。約13,500匹のスズムシが生息すると推定された指定当時の森山は、牛の飼料葉の採取地として草地が広がっていたが、採草地としての利用が無くなるにつれて森林化が進み、スズムシの生息に適さない環境となっていた。平成26年から令和元年までの毎年9月に県と町が行った調査で、指定地における生息は確認されていない。また近年、指定地外も含めて森山における生息情報は無いことから、指定解除もやむを得ない。

参考 指定告示の所在地表示に誤りがあるので、訂正した上で指定解除をする。

金浦^{このうら}のマルバグミ

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名称及び員数 金浦のマルバグミ 1本
- 3 指 定 年 月 日 昭和49年10月12日
- 4 所 在 地 にかほ市金浦字南金浦
- 5 所 有 者 個人
- 6 管 理 責 任 者 にかほ市教育委員会
- 7 説 明

暖地性植物であるマルバグミの自生北限地域における大木として指定された。マルバグミはつる性の植物で、日照を好み、周囲の樹木に枝を引っかけて上方にはい上がっていく性質がある。指定木は、隣のタブノキにからんで生長していたが、平成16年9月の台風21号により、寄りかかっていた木の枝が折れ、地面に落ちて這うようになった。暫くは樹勢を保っていたが、周囲のタブノキが大きく生長し、指定木を覆って日照を遮るようになるにつれて、樹勢の衰退が進んだ。平成27年頃から枯れ枝が目立ちはじめ、平成29年10月の2度の台風により何枚か残っていた葉もすべて落ち、その後2年以上葉を付けていない。枯死に至ったと判断されるので、指定解除もやむを得ない。

令和2年

第4回 教 育 委 員 会 会 議

報告事項

秋田県教育委員会

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「秋田県教育委員会特定事業主行動計画（令和2年度～令和6年度）」を次のとおり策定する。

秋田県教育委員会特定事業主行動計画のポイント

●は素案からの変更点
(意見照会の結果を反映)

- これまでの2つの特定事業主行動計画を1本化
 - 対象職員を小中学校等の職員（県費負担教職員）を含むすべての教職員に拡充
 - パワハラ等の防止に関する取組を新たに設定
 - 男性職員の育児休業取得率を国が目標とする13%に引き上げ
 - 年次休暇取得日数を国が目標とする14日に引き上げ
 - 男性職員の育児休業等の取得にあたっては、1ヶ月以上の長期間の取得を奨励
- ※国家公務員は、長期取得を奨励する同様の方針を昨年12月に策定済

新計画の目標

		目標値
目標①	配偶者出産休暇取得率	90.0%
目標②	配偶者の出産に係る子の養育休暇取得率	50.0%
目標③	男性職員の育児休業取得率	13.0%
目標④	職員1人あたりの年次休暇取得日数	14日
目標⑤	管理職に占める女性の割合（教育庁）	10.0%
	管理職に占める女性の割合（学校）	20.0%

H30実績	
	89.7%
	37.9%
	6.9%
	10日7時間
	0%
	15.6%

秋田県教育委員会特定事業主行動計画

はじめに

本県においては、人口の社会減・自然減が続き、全国平均を上回るペースで少子・高齢化が進んでいます。

こうした状況の中で、本県の活力を維持・向上させていくためには、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、全ての県民が性別や年齢にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

県教育委員会では平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づき、「教職員の子育て支援のための秋田県教育庁等特定事業主行動計画」を、また、平成28年3月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する秋田県教育委員会特定事業主行動計画」をそれぞれ策定し、すべての教職員が次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる職場環境と、女性教職員が意欲と能力に応じて活躍できる職場環境の実現に取り組んでいます。

この2つの特定事業主行動計画のうち、「教職員の子育て支援のための秋田県教育庁等特定事業主行動計画」の計画期間が令和元年度をもって終了するため、これまでの取組状況や法改正の内容を踏まえ、男性の育児休業取得率、年次有給休暇の取得日数の目標数値の更なる引き上げや、ハラスメント防止対策に関する目標を新たに盛り込んだ「秋田県教育委員会特定事業主行動計画」を新たに策定することとしました。

新たな行動計画の推進により、全ての教職員が、仕事と子育ての両立を図りながら、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境が整備され、ひいては県全体の活力の維持・向上にもつながることを願っています。

令和2年3月

秋田県教育委員会教育長

計画の目的

「秋田県教育委員会特定事業主行動計画」は、すべての教職員が安心して子育てができる職場環境づくりを進めるとともに、女性教職員に対する職業生活に関する機会の積極的な提供等を行い、社会全体の子育てしやすい環境づくりと豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。

※ これまで県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画と、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の2つの計画をそれぞれ策定し、様々な取組を展開してきましたが、その趣旨や取組内容について密接な関係があることから、今回、両計画を一本化した「秋田県教育委員会特定事業主行動計画」を新たに策定することとしました。

計画の対象職員

秋田県教育委員会が任命する教職員（秋田県教育庁及び県立学校などの教育機関の職員並びに市町村立小中学校及び義務教育学校（以下「市町村立小中学校等」という。）の職員）のうち秋田県教育委員会が任命するもの（いわゆる県費負担教職員）を対象とします。

なお、臨時・非常勤職員についても常勤職員に準じて取り扱います。

計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を実施期間とします。

特定事業主行動計画 計画内容

当計画は、それぞれ次の組織・職員について、その行動計画を定めるものです。

「管理部門当局」 人事などを担当する管理部門当局

「業務管理者」 対象職員のいる所属の管理監督職員（教育庁等にあつては所属長や班長、学校にあつては校長、副校長、教頭、事務長）

「対象職員」 子育て中の職員（育児休業や出産休暇中の職員、自分や配偶者に出産の予定がある職員を含む。）

「周囲の職員」 対象職員の周囲の職員

「全職員」 全ての職員

1 仕事と家庭の両立のための総合的な配慮

すべての教職員が仕事と子育ての両立を図りながら、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場環境づくりに努めます。

管理部門当局

- ◎ 各種制度の趣旨・内容を「教職員の仕事と子育てガイドブック」にまとめ、「美の国あきたネット」に掲示します。また、福利厚生に関する事項については福利課のウェブサイトに掲載します。
県費負担教職員については、各市町村教育委員会に対して取組の実施を依頼します。
- ◎ 各種制度に関する管理監督職員への周知を図ります。
- ◎ 職員及び配偶者の出産や子育ての状況に応じて、人事上の配慮を行うよう努め、休業が長期にわたる場合は、原則として代替要員を配置します。

業務管理者

- ◎ 「教職員の仕事と子育てガイドブック」の所属の職員への周知を図るとともに、各種制度の理解に努めます。
- ◎ 対象職員が制度を利用しやすいよう職場の雰囲気づくりに努め、実際に休暇を取得する場合は、事前に業務分担の見直しを検討するなどして、教職員が安心して制度を利用できる環境づくりに努めます。

2 男性が子育てに関する休暇を取得しやすい環境づくり

育児や家事、介護等の家庭生活に関する責任を女性だけに負わせることがないよう、男性教職員の関わりを推進し、性別に関わらず、すべての教職員が育児等を担いながら活躍できる職場環境づくりを進めます。

- 目標① 令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率を育児休業取得可能者の13%とします。
- 目標② 令和7年度までに、「配偶者出産休暇」の取得率を90%、「配偶者の出産に係る子の養育休暇」の取得率を50%とします。

管理部門当局

- ◎ 男性教職員が子育てに積極的に関わることができるよう、所属（学校）に子育てに関する休暇制度の活用を促すとともに、その取得状況を把握・検証します。

業務管理者

- ◎ 対象職員に「教職員の仕事と子育てガイドブック」を配付するとともに、子育てに関する休暇等を1ヶ月以上取得することを奨励します。実際に育児休業等を取得する場合は、事前に業務分担の見直しを検討するなどして、職員が安心して休業できる環境づくりに努めます。
- ◎ 休業中の電子メール等による情報提供や復帰時のケアを心掛け、休業後の円滑な復帰をサポートします。

対象職員

- ◎ 対象職員は、速やかに所属長や総務担当者に申し出ることで、適切な配慮が受けられるようにします。

周囲の職員

- ◎ 対象職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。業務分担の見直し、休業中の情報提供、復帰時のケア等に積極的に協力します。
- ◎ 子育て経験のある職員は、積極的に対象職員の相談役を務めます。

3 働きやすい職場環境づくり

仕事と子育てを両立できるよう、教育現場の業務改善を推進し、時間外勤務の縮減に取り組みます。

目標：令和7年度までに、職員1人当たりの年次休暇の取得日数を14日とします。

管理部門当局

- ◎ 多忙化防止対策を進めるなど、業務改善を継続的に実施します。
- ◎ 時間外勤務の制限や時間外勤務時の退庁の目安時刻、ノー残業デーの周知徹底、週休日の振替等の適切な運用など、時間外勤務の縮減に関する取組を

継続的に呼び掛けます。

- ◎ 年次休暇の計画的取得や特別休暇・年次休暇を組み合わせた連続休暇取得、学校行事やP T A活動、地域貢献活動などでの年次休暇の取得を奨励するよう呼び掛けます。
- ◎ 職員の子育てのための休暇制度について、国や他地方公共団体の状況を把握し、その拡充に努めます。

業務管理者

- ◎ 必要に応じて職員間、内部組織間の業務分担の見直しを行い、特定の職員や組織に業務量が偏らないようにします。
- ◎ 職場に時間外勤務が当然というような雰囲気がある場合には、これを改め、職員が退庁しやすい環境づくりに努めます。
- ◎ 時間外勤務を命じる場合であっても、命じる時間を平準化するなど、すべての教職員が家庭での時間を確保できるよう配慮します。
- ◎ 時間外勤務時における目安時刻での退庁やノー残業デーを徹底するほか、週休日の振替などを適切に運用します。
- ◎ 職員に対し、休暇の計画的取得、連続取得、メモリアル休暇等の設定や自己啓発のための休暇取得、学校行事やP T A活動、地域貢献活動などでの年次休暇の取得を奨励するとともに、自らも積極的に取得します。
- ◎ 勤務時間管理と業務量管理を行うとともに、資料のデータベース化・共有化、複数担当制などにより、職員が休暇を取得しやすい体制づくりに努めます。

全職員

- ◎ 他の職員が休暇を取得した場合でも業務に支障が出ないように、相互に協力します。
- ◎ 休暇の計画を立てる際には、自分が休めるようにすることと周りの職員が休めるようにすることを同時に配慮します。計画した休暇は積極的に取得するようにします。また、職場全員で、子育てのための年次休暇を活用しやすい雰囲気をつくれます。
- ◎ 周りの職員と声を掛け合って退庁するように心掛けます。

3 女性教職員の登用

すべての教職員にキャリア形成の機会を提供し、適正のある職員は、性別に関わらず管理職として登用します。

目標：令和7年度までに、管理職に占める女性の割合を
教育庁及び教育機関においては10%、
県立学校及び市町村立小中学校等においては20%とします。

管理部門当局

- ◎ 女性教職員を教育庁及び教育機関へ積極的に配置します。
- ◎ 研修などにおいて女性教職員のキャリア形成をイメージできる機会を提供し、管理職への意欲の向上を促します。
- ◎ 部下職員の仕事と家庭の両立に配慮しながら成果を挙げ、自身も仕事と家庭の両立を実践する管理職（イクボス）の把握に努め、好事例の紹介などを行います。

業務管理者

- ◎ 女性教職員の希望や適性に配慮しながら、キャリアアップを意識した業務分担を行い、適任者には管理職試験の受験を促します。
- ◎ これまで男性教職員が担っていた業務を女性教職員が担当できないか検討し、必要な配慮をしながら女性教職員の職域拡大を図る業務分担の決定に努めます。
- ◎ 仕事と家庭の両立を実践する管理職（イクボス）の実践に努めます。

全職員

- ◎ 女性教職員のキャリアアップへの理解を深め、男女を問わず育児等を担いながら平等なキャリアアップが図られるよう必要なサポートを行います。

4 セクハラ等の防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント（以下「セクハラ等」という。）の防止のため、職員の意識改革、相談体制等を整備します。

管理部門当局

- ◎ セクハラ等の防止のため、セクハラ等防止対応マニュアルを作成・周知を図り、職員の意識改革を推進するほか、すべての所属等にセクハラ等の相談員等を配置し、相談体制の充実を図ります。

業務管理者

- ◎ セクハラ等の防止のため、「セクハラ等防止対応マニュアル」をすべての職員に配布し、周知を図ります。

全職員

- ◎ セクハラ等の防止対応マニュアルの理解に努め、該当する事案を発見した場合は、速やかに相談員等に報告します。

報告事項

令和３年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の日程及び会場等について

高校教育課

1 期日

(１) 第一次選考試験	第 1 日	令和２年 7 月 1 8 日 (土)
	第 2 日	7 月 1 9 日 (日)
	第 3 日	7 月 2 0 日 (月)
(２) 第二次選考試験	第 1 日	令和２年 9 月 1 1 日 (金)
	第 2 日	9 月 1 2 日 (土)
	第 3 日	9 月 1 3 日 (日)
	予 備 日	9 月 1 4 日 (月)

※第二次選考試験は、第一次選考試験合格者、令和３年度第一次選考試験免除者に対して実施する。

2 会場

- (１) 第一次選考試験
 - ・秋田西高等学校（第１日の小・中学校、養護教諭）
 - ・総合教育センター・自治研修所（第２・３日の小・中学校、養護教諭）
 - ・秋田南高等学校（第３日の体育実技）
 - ・秋田明德館高等学校（高等学校、特別支援学校、栄養教諭）
- (２) 第二次選考試験
 - ・総合教育センター・自治研修所（小・中学校、養護教諭）
 - ・秋田明德館高等学校（高等学校、特別支援学校、栄養教諭）

3 変更点

- (１) 講師等経験者を対象とする優遇制度を拡充する。
- (２) 二次試験において適性検査を実施しない。
- (３) 高等学校・特別支援学校で所有免許状・資格による加点制度を導入する。
- (４) 小学校・特別支援学校小学部の体育実技・水泳を休止する。

4 その他

- (１) 募集人員及び変更点の詳細等は、実施要項で発表する。
※実施要項は、５月８日（金）配付開始の予定
- (２) 問い合わせ先
 - ・小・中学校及び養護教諭 →義務教育課（０１８－８６０－５１４５）
 - ・高等学校 →高校教育課（０１８－８６０－５１６４）
 - ・特別支援学校及び栄養教諭 →特別支援教育課（０１８－８６０－５１３３）